

京都市市営住宅敷地（左京区高野地区）の一部を使用した時間貸駐車場事業者募集に関する質問と回答について

番号	質問内容	回答
駐車場の設計・整備について		
1	地中障害物等がありますでしょうか。	対象地は昭和 27 年から市営住宅敷地として使用しており，建物の解体撤去工事の際に，建物基礎，上下水道・ガス引込管は撤去しております。
2	既存ネットフェンス等の撤去は可能でしょうか。	必要であれば撤去していただいても結構ですが，事業終了時には，その後の跡地活用上，ネットフェンスが不要になった場合を除き，原状回復をお願いします。
3	アスファルト舗装等の残置は可能でしょうか。	事業終了時には原状回復をお願いします。
使用料について		
4	最低使用料は対象地ア，イの合計でしょうか。	お見込みのとおり，対象地ア，イの合計面積に対する最低使用料です。
5	許可更新時に使用料の改定は可能でしょうか。	<p>本事業は，未利用の本市所有地の有効活用として，期間を 3 年として行うものです。行政財産の目的外使用許可手続きを年度毎に行うため，毎年度，更新を行う必要が生じますが，決定した使用料については，3 年間変更は行いません。</p> <p>ただし，年度途中から開始となる初年度及び年度途中で事業終了となる最終年度については，使用料を日割りで計算します。</p>

番号	質問内容	回答
使用上の制限について		
6	時間貸駐車場と併用して、月極駐車場を運営することは可能でしょうか。	対象地周辺を調査した結果、月極駐車場は需要が低いと判断したため、時間貸駐車場として公募しておりますが、事業者の判断で有利だということであれば、併用での運営を否定するものではありません。
駐車場の計画について		
7	飲料用自動販売機を設置することは可能でしょうか。	駐車場としての機能向上につながるものとして駐車場計画に含め、本市と協議を行ってください。
8	ゲート式又はフラップなしでの運営は可能でしょうか。また、アスファルト舗装をせず、砂利敷きでの運営も可能でしょうか。	対象地の面積等を勘案し、原則フラップ式として募集していますが、管理面や運営面で支障がなければ、他の方式でも構いません。また、アスファルト舗装の有無についても、事業者で判断していただいて構いません。
9	駐車料金の変更に要する期間は、どのくらいでしょうか。また、報告はどのような方法で行うのでしょうか。	料金変更の際には、事前に本市へ文書（様式不問）で報告していただくことを想定しています。
10	利用料収入、利用台数などの利用状況を報告させる意図は何でしょうか。	本事業の目的は、未利用の本市所有地の有効活用であるため、ご報告いただいた利用料収入や利用台数等については、本事業の効果の測定や、今後、他の未利用地の活用計画を検討する際の参考にさせていただきます。
応募関係書類について		
11	京都市税等に係る滞納がないことの証明書について、「領収済通知書の写し」でも構わないでしょうか。	領収済通知書の場合は原本をお願いします。ただし、原本還付はいたしませんので、ご了承ください。

番号	質問内容	回答
審査結果の公表について		
12	提案価格は公表されないのでしょうか。	決定金額（最高提案価格）と使用予定事業者名のみ公表します。
その他		
13	3年目以降（平成30年11月30日以降）、再公募の可能性はありますか。	本事業は、活用方策が決定するまでの間、期間を3年として暫定的に有効活用を図るものです。現時点においては、事業終了後の活用計画は決定していません。
14	応募申込を行ったが、価格提案審査日に出席しなかった場合、罰則はありますか。また、審査決定後、事業化しなかった場合も罰則はありますか。	故意・悪意がある場合を除き、罰則はありません。